通所介護及び第1号通所事業 デイサービス そらまめ希央台 運営規程

(事業の目的)

第1条 本規程は、医療法人 康成会が開設するデイサービスそらまめ希央台(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護及び指定第1号通所事業(以下「指定通所介護等」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者(以下「従業者」という。)が、要介護状態又は要支援状態等にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適切な指定通所介護等を提供することを目的とする。

(事業の方針)

- 第2条 利用者の心身の状況等を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、 その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日 常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行うことにより、 利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的 及び精神的負担の軽減を図る。
 - 2. 指定通所介護等は、利用者の要介護状態及び要支援状態の軽減又は悪化の防止 に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、指定通所介護等の 提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、 サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 3. 関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・ 福祉サービス等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
 - 4. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。
 - (1) 名称 デイサービス そらまめ 希央台
 - (2) 所在地 三重県名張市希央台5番町35番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。
 - (1) 管理者 1名

管理者は、通所介護計画及び第1号通所事業計画を作成し、従業者の管理及び 業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な 指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 4名

生活相談員は、通所介護計画及び第1号通所事業計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者が日常生活を営むことができるよう相談援助等

の生活指導を行う。

- (3) 介護職員 10名 介護職員は、動作介助等の日常生活上必要な介護を行う。
- (4) 看護職員 2名

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。 通所介護の提供に当たる看護師が1以上となるために、法人内クリニック看護師と密接かつ適切な連携ととる。

(5) 機能訓練指導員 7名 機能訓練指導員は、日常生活上必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言等を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。
 - (1) 営業日 月曜日から土曜日 (祝日は営業) ただし、12月30日から1月3日までは休日とする。
 - (2)営業時間 午前8時30分から午後5時30分
 - (3)サービス提供時間 午前 9 時 00 分から午後 4 時 10 分

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、1日40名とする。

(指定通所介護等の内容及び利用料等)

- 第7条 指定通所介護等の内容は、厚生労働大臣の定める基準によるものとする。
 - 2 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割の額とする。
 - 3 次の各号に掲げるものは利用者に負担を求めるものとする。
 - (1)食 費・・・ 1回の食費として690円を徴収する。
 - (2)おむつ代・・・・ 事業所のおむつを使用された場合は、その実費。
 - 4 前項に規程する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め利用者又は その家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の 同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、名張市の区域とする。

(緊急時における対応)

第9条 通所介護職員は、指定通所介護等を実施中に利用者の病状等に急変その他緊急 事態が生じたときは、速やかに家族及び主治医に連絡する等の措置を講ずると ともに、管理者に報告し早急に対応することとする。

(事故発生時の対応)

第10条 指定通所介護等の提供により、利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

- 第11条 火災や地震、風水害、土砂災害を含めた非常災害に対し、防災計画等を作成 し、その予防及び災害発生時における人命の安全並びに被害を最小限に食い止 めるため、次のことを実施する。
 - (1) 災害に際して消防法に規定する消防計画等を立て、計画に沿って定期的に 避難訓練を実施する。
 - (2) 災害予防のための建物、火気使用設備器具及び消防用設備等の点検。
 - (3) 避難経路図の作成や各職員の任務及び責任分担を周知徹底させる。
 - (4) 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする

(業務継続計画:BCPの策定)

第12条

- (1) 事業所は感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施する ため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継 続計画(BCP)に従い必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 事業者は従業者に対し業務継続計画について説明、周知するとともに非常災害時を想定した必要な訓練や研修を業務継続計画に沿って定期的に実施する。
- (3) 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を適宜行うこととする。

(感染症対策)

- 第13条 事業所は事業所において感染症が発生した場合、蔓延しないように次に掲げる措置を講ずるものとする
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を設置し、概ね6月に1回以上開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため 次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を講じる委員会 (テレビ電話装置等を活用して行う ことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について 従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に揚げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束に関する事項)

- 第15条 事業者はサービスの提供にあたっては利用者又は他の利用者の生命又は身体 を保護するための緊急ややむを得ない場合を除き、身体拘束やその他利用者 の行動を制限する行為(以下、身体拘束という)を行わないものとする。
 - 2 事業者はやむを得ず身体拘束を行う場合にはその状況及び時間、利用者の心身の 状態並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
 - 3 事業者は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を設置して定期的に開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図ること
 - (2) 身体拘束の適正化のための指針を整備すること
 - (3) 従業者に対して身体拘束等の適正化のための研修を定期的に開催すること

(従業者の就業環境の確保:パワハラ・セクハラの防止)

第16条 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境を害されることを防止するための明確化等の必要な措置を講じるものとする

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第17条 指定通所介護等の利用者は、共同利用の秩序維持に努め、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 利用者は、欠席する場合は前日の午後4時までに事業所へ連絡を入れなければならない。
 - (2) 利用者は、指定通所介護等の利用中に健康等に著しい変動が生じたときは、直ちに管理者に届け出なければならない。
 - (3) 火気の取扱には常に注意し、施設内では喫煙しないこと。
 - (4) 管理者及び生活相談員等の指導又は指示に従い、品性の統治に努め礼節を守り粗 暴な言動をしないこと。

- (5) 故意に器物及び事業所を破損し、又は許可なく施設外に持ち出さないこと。
- (6) 許可なく食物や飲物を外部より持ち込み、飲食しないこと。
- (7) その他風紀を乱し、他人に迷惑を及ぼすことのないように常に秩序ある言動を営むこと。
- (8) 主治医からの指示項目がある場合には申し出なければならない。

(その他運営に関する留意事項)

- 第18条 事業所は全ての従業者(看護師、介護福祉士、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
 - 2 事業所は、全ての従業者に対し健康診断を定期的に実施するとともに、事業所は 設備及備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し又はまん延 しないように必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 5 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担 当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。
 - 6 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス 提供の日から5年間とする。
 - 7 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人康成会と事業 所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成22年2月1日から施行する。

平成22年 9月 1日改訂

平成24年 4月 1日改訂

平成26年 2月 1日改訂

平成26年 4月 1日改訂

平成27年 8月 1日改訂

平成 27 年 10 月 1 日改訂

平成 27 年 11 月 20 日改訂

平成28年 8月 1日改訂

平成 29 年 4月 10 日改訂

平成30年 4月 1日改訂

平成30年 8月 1日改訂

平成30年 9月 3日改訂

令和01年 5月 1日改訂

令和01年11月 1日改訂

令和04年11月 1日改訂

令和 06 年 1月 22 日改訂